ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第51号　2017/2/14

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】カジノへ狂奔する政府と財界／大阪カジノ万博情報／維新カジノ導入の本音／嘘つきカジノと賭博都市大阪／進むカジノ法プロジェクトの“危うさ”／「適合性原則」を欠くギャンブル事業

／コラム：ノミ行為―呑行為の由来／ギャンブル俳句／パチンコ研究（６）―1990年以降のパチンコ・

パチスロ―／考察・賭け麻雀をする市長／コラム：場外券売場は賭博開帳である、競馬の魔力、宝くじのつけ目、サッカーくじか錯覚くじか！／書籍紹介／NEWSピックup

カジノへ狂奔する政府と財界

　2017年1月6日、政府はカジノを解禁する統合型リゾート（ＩＲ）推進法の施行を受け、安倍晋三首相をトップとする推進本部を立ち上げるための準備室を内閣官房に設置し、室長に森重俊也国土交通審議官が就任することを発表した。

　カジノを核とするＩＲは、いうまでもなくカジノ推進の議員と主要財界によって進められてきた。2002年来の働きかけにより、2013年12月5日にまず議員立法のＩＲ法推進法案が衆院に提出された。これは成立後に政府による実施立法という二段階の立法手法での法案であったが、2014年11月21日、衆院解散で廃案となった。ところが2015年4月28日、議員立法として再提出され、その後は継続審議となり先送りされていた。それが2016年11月に国会延長によって駆け込み審議の形で、12月14日、強行採決されたことは既報のとおりである。

　そして、2017年早々、安倍政権がカジノ実施法（ＩＲ法）提出に向けて動き出した。法は公布後3ヶ月以内の着手が定められ、政令に多くを委ねられている。①指定複合観光施設区域整備推進本部（本部）、②本部の組織体制を設立、③特定複合観光施設区域整備推進会議（推進会議）、④事務局設置は法定されている。

　一方、大阪では松井大阪府知事、吉村大阪市長の下、「大阪府市ＩＲ立地準備会議」により夢洲カジノ推進のための組織化を進めている。ＩＲ推進法が成立してから、かねて夢洲ＩＲを推進する「関西経済同友会」（企業社長らの団体）だけでなく、関西大企業の団体である「関西経済連合会」（会長　関西電力相談役森詳介）も積極的に旗を振るようになった。森会長の1月7日インタビュー記事によると、「万博については巨額資金を集めるためにも統合型リゾート（ＩＲ）と組み合わせるべきだ。会場候補地の夢洲やその周辺の湾岸地域の開発構想をしっかり作る必要がある。（万博）誘致実現には政府や大阪府・市、全国の経済界によるオールジャパンの協力態勢が不可欠で、関西財界もさまざまな組織と調整し協調していく」と言っている。これは、関西電力以下の大企業が、万博と巨額資金を出してくれるカジノリゾートを組み合わせるべきという金本位主義、金権主義になっていることを示している。

大阪万博でアベノミクスの政府を味方にしよう、万博とＩＲ誘致によって東京中心の現状から関西を副都心へと推し進めようというのが維新路線である。これに関西経済同友会、関西経済連合会に加えて大阪商工会議所（中小企業を含む準行政団体）が乗り、そして今さらに府民をも引き込もうとしている。それが2025年万博である。

では、なぜ2025年でなくてはならないのか。それは、大阪の埋立地利用としてまず計画されたのは五輪誘致であったが、2008年五輪誘致に失敗し、さらに2020年東京五輪決定もあって、もはや次の日本への五輪誘致は20年30年先まで不能となっている。

世界に呼びかける祭典の残る方策として浮かび上がったのが、2005年愛知博以来となる万国博である。

◇大阪カジノ万博情報（2017.2.1～）

大阪府などは、2025年大阪万博の誘致を目指している。まず立候補するには、今年5月22日までにパリにある国際博覧会事務局（ＢＩＥ）に申し込まなければならない。既に2025年万博には、当地であるフランスパリが立候補しており有力候補とみられ、本来は割って入るのは厳しい状況である。それが2016年12月になって急きょ、大阪の松井知事や関西経済界は大阪夢洲を会場とする案を発起したのである。

　これは、夢洲カジノを導入したい大阪維新グループと関西経済同友会らが、ＩＲ法成立を機に2025年万博の誘致によって、①ＩＲ法による実施法を見込んで夢洲ＩＲを可能なようにＩＲ特区とする、②関西経済界を含む経済界と維新の新しいタッグによるＩＲ推進のための資金作りとして政府資金を取り込む、③ＩＲカジノに強い抵抗感を抱く大阪府民の意識を万博誘致で転換「洗脳」する、④大阪の中小企業などＩＲカジノの恩恵を受けない経済グループも、万博による「期待経済」でＩＲまで賛同させる、⑤海外のカジノ資本などの導入で大阪経済需要を増やす、といった狙いがある。

　ひとまず表向きは夢洲カジノを強調せず、政府と日本財界ぐるみで万博を誘致することが必要という作戦である。

　そのため、自民・維新ら政財界は、2月8日、日本財界トップの榊原定征経団連会長を日本の国際博覧会誘致委員会のトップに就任させた。

◇維新カジノ導入の本音　～日本のトランプ・橋下発言～

「（大阪は）こんな猥雑な街、いやらしい街はない。ここにカジノを持ってきてどんどん博奕打ちを集めたらいい。風俗街やホテル街、全部引き受ける。」（2009.10.26）

　　どうせ猥雑な街だからカジノを持ってきてもこれ以上は乱れない　――とでもいう開き直ったカジノ導入論である。

「（日本は）ギャンブルを遠ざけてお坊ちゃま、お嬢ちゃまの国になっている。小っちゃいころから勝負を積み重ねて勝負師にならないと世界に勝てない。」（2010.10.28　ギャンブリング・ゲーミング学会）

　　世界一のパチンコと公営賭博の国であることを全く無視して、このままギャンブルを知らないのでは世界での勝負師を育てられないというポストトゥルース（嘘）の発言である。

嘘つきカジノと賭博都市大阪

　前50号会報で「大阪カジノ万博　恥ずかしくなる貧相さ」を掲載した。大阪府市による嘘をたっぷり加えたＩＲカジノへの猪突猛進ぶりは凄まじい。それはポストトゥルース（脱真実）そのものである。

第1点　「夢洲ＩＲで年6300億円の経済効果、税収年1200億円」

　この根拠は、毎日17.3億円の有効な売上があり、3億3000万円が税収となるというホラ話である。他から奪う経済効果を含めてもＩＲ売上17.3億円／日は嘘にもほどがある。もちろん夢洲ＩＲで効果をあげても、大阪・関西の他の経済効果を奪えば何にもならない。例えば、他ホテルの宿泊客、パチンコや公営競技を含むリゾート・娯楽施設の客を奪えば、共喰いで「ゼロ・サム現象」である。既存のギャンブルに加え、純粋に毎日17.3億円の売上を増やすというのはあり得ない。ましてやその売上や施設から3.3億円／日の税収となると、全国に約300以上存在する公営競技の総売上がおよそ137億円／日（年間5兆円）として収益は25％相当の34億円、その税収は平均1000万円／日となるところ、その30倍もの収益（税収）を得るという嘘である。

　もし、こんな安易な見通しがそのとおり実現するというのなら、全自治体にＩＲカジノをつくって潤沢なカジノ収益を元に、法人税や住民税のいらない自治体をつくればよい。

経済効果は公共投資、建設投資を含むプラス効果をいうのであろうが、これにより奪われるほかの経済効果だけでなく、ギャンブル依存症など絶対的なマイナス経済効果は評価されていない。（それとも病気を治すための医療等の経済需要効果も経済効果というのだろうか。）

　このように都合の良いプラスの経済効果だけを金銭計算して、他から奪ったり負の経済効果を無視することは許されない。その経済効果を生む活動の本来の社会的有効性や正義性を抜きにした計算は全く有害である。バラ色の夢洲ＩＲは、実は悪夢のＩＲである。

第2点　「夢洲カジノへの懸念・不安　問題は厳しい規制で大丈夫」

　ギャンブル依存、脱税、マネーローンダリング、暴力団介入、青少年への悪影響、地域環境の悪化などに対しては「世界で最も厳しくするから大丈夫」だという。しかし、このような問題がゼロであるＩＲカジノは世界中どこにもない。明白な嘘である。

　大阪府・大阪市をはじめ全国の自治体は、パチンコにしても公営競技にしてもギャンブル依存発生をゼロどころか１％減らすことさえできていない。施策と効果はゼロに等しい。これは「原発には事故がない、ゼロにできるという神話を信じよ」というのと同じ嘘である。カジノでの害がないようにするというのは、せいぜい注意しますという主観に過ぎない。

　以上の2点をみても、のっけから嘘をつかねばＩＲカジノをやっていけないのである。維新の松井・吉村は、大阪にカジノがなければやっていけないという「橋下村塾」門下生なのだろうが、これでは福祉・文化社会よりも博奕で強い者が勝ち、賭博開帳図利のヤクザな大阪社会を生むだけである。

進むカジノ法プロジェクトの“危うさ”

◇　文芸春秋2017年2月号に、「霞が関コンフィデンシャルに重量級のカジノ布陣」という記事がある。ＩＲ法成立を受け、国交省と財務省の出身者で構成される内閣官房の法案支援チームを拡充するという。この作業の中心はリゾートや観光を所管する国交省であり、6月に観光庁の田村明比古長官を内閣官房に移して布陣を整える構想があり、これまでの中川真内閣審議官は続投する模様という。

　　警察庁は微妙な立場だと指摘する。警察庁坂口正芳長官ら幹部が「暴力団排除」を繰り返すのは、カジノ解禁に消極的というパチンコ業界絡みという見方もある。警察所管のパチンコ業界においてカジノ業に手を拡げられるのは最大手だけに限られ、またギャンブル依存症対策が注目される中、パチンコを賭博とは認めない警察に対する批判が強まる恐れもあり、「難しい問題のわりにメリットが見えてこない」（警察庁ＯＢ）という本音も伝える。

　　逆に、経産省の菅原郁郎事務次官は張り切り始めたという。前田泰宏審議官が経産省からの候補者という。

　　これらがどこまで真実を伝えているか疑問はあるが、内閣官房のプロジェクトチームは利権の絡む省庁の動きばかりで、ギャンブル依存症や消費者の精神と健康を守る部門の有力スタッフや、マネロンなど犯罪を防ぐ部門の有力スタッフの名は出てこない。

◇　世界2017年2月号で鳥畑与一静岡大教授は「カジノ法成立―空疎な論議と埋めがたい欠陥―」の中で、あまりに空疎な国会審議と、全て実施法に委ねただけの無謀な強行採決を批判されている。

カジノの公益性を問うと、そもそも民間私企業にカジノという本格的賭博開帳を認めることができるのか、ＩＲの中なら直接換金するパチンコも許されるのかなどについては、法務省でも十二分に検討されるためのスタッフが必要であるし、ＩＲという大人も子供も集まるリゾートであれば教育や文化にかかわる良識も求められる。

　　客観的には、審議を尽くしたうえで1年以内の2017年中に実施法をまとめることは不可能である。法務省は賭博の違法性を阻却するには、①目的の公益性、すなわち収益金の使途が公益性のあるものに限られること、②運営主体の公共性等の性格（官またはそれに準じる団体を意味する）、③収益業務の扱いで業務委託を受けた民間団体に不当な利潤のないこと、④射幸性の程度（高くないこと）、⑤運営関係団体の廉潔性（犯罪性の排除）、⑥運営への公的監督、⑦運営団体の財政的安定と健全性、⑧弊害の排除（青少年への悪影響のないこと、ギャンブル依存のないこと）が必要としている。

　　これらの条件をクリアすることは民間カジノでは難しい。マカオ、ラスベガス、シンガポールなどの設営水準・規制水準では、国民の中からも被害者を生むばかりである。

◇　あおぞら財団の機関紙『りべら』2016年11月号で、宮本憲一大阪市立大名誉教授は「公害地域の再生に大事な視点」として、西淀川だけでなく大阪ベイエリア全体の再生の課題を指摘される。

「万博博構想とカジノ構想が夢洲で計画されているが、ベイエリアはそういうものではないという批判が必要ではないか。ベイエリア全体の展望として環境再生の視点が必要」という。

たしかに、大阪湾と大阪全体の環境再生を考えると、夢洲カジノ構想はいわば大阪湾をギャンブルの植民地にする構想である。そのための万博構想はバクチ場づくりの資金集め構想である。

「適合性原則」を欠くギャンブル事業

１．「適合性原則」とは何か。

　近時、消費者法の世界で「適合性原則」という語が使われる。

〇取引（特に投資取引）を勧誘する際に、知識・経験・投資目的・財産状況に照らして当該取引をするためにふさわしい能力を有していないものに対して、不適当な勧誘をしてはならないというルール（宮下修一勇往大学大学院教授）

〇ある特定の不適合と判断される利用者に対しては、どんなに説明を尽くしても一定の商品の販売・勧誘をしてはならないというルール（河上正二東京大学教授）

〇（最高裁判例）「証券会社の担当者が顧客の意向と実情に反し、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為上も違法となる。」（平成17年7月14日判決）

　〇適合性原則とは、人間があるものを他人に対し適合的なものとして勧めるときは一定の合理性の根拠を持つべきであるという常識内の要請からスタートする。①業者は自己の販売商品について正しく認識理解をし、他人に市場適法性を有しない金融商品を販売してはいけない。②業者は商品の特性に照らし、客に不適合なときは勧誘してはならない。③逆に客に適合的な商品のみ提供、勧誘、販売すべき。④業者は客に過剰・過当取引とならないよう配慮すべき。⑤業者は客が適合性の原則に従い、客が商品内容やリスクを適切に理解できるようにすべき。⑥業者は自らの従業員が適合性原則に従った取引をする事業体制を構築すべき、というのがその準則である。（河上教授）

　　これらの適合性の原則をめぐる適用範囲や考え方は、証券取引の分野から特定商取引法によって消費者取引の分野にも導入され、適用の広がりを見せている。この適合性原則を安易に消費者取引にも拡大することには、適合性をめぐる個人情報が悪質業者にも流出する危惧などもあり、消費者契約ルールとするにはまだまだ課題があるともされる。（これらの論は、消費者法ニュース109号4～11頁に詳しく紹介されている。）

海外では、日本の金融商品取引法40条に比してドイツ証取法31条はさらに厳しい義務を業者に課している。米国では、①合理的根拠適合性、②特定顧客適合性、③量的適合性を含むものとされる。（同12～18頁に詳しく紹介されている。）

２．適合性原則とギャンブル事業

　　以上のように、適合性原則とは証券・金融取引の分野でいわれる原則であるが、この考え方の「常識的」な要請によれば、日本で行われているギャンブルにおいて、客に対する主催事業者はおよそ適合性を無視した事業展開をしていることがわかる。

　　第一に、客は、その主観はともかく、消費生活上、ギャンブルを行う客観的必要性はない（必要があれば刑法で禁じることはあり得ない）。消費者である客にあるのは射幸心による動機だけである。

　　第二に、客は、ギャンブルの持つリスクへの冷静な判断を欠く。自らの「のめり込み」に対する自制心を失いやすい。自らを抑制できず、むしろ暴走しがちである。

　　第三に、業者は、客のゲームへの理解不足に対し、自制を促したりギャンブルの危険性について抑制的なアドバイスをすることをしていない。むしろ、射幸心を刺激し、ギャンブルへの持続的参加を勧誘し続ける。

　　第四に、賭博開帳によって客を収奪する事業者は、そもそも自己と利益相反する客との取引継続を勧誘する。

このようにギャンブル取引は、リスクのある取引を仲介する証券・金融商品業者よりもさらに適合性を欠いている。

現在認められている公営ギャンブルは、事業者が公共主体であり、その収益は公益目的に限られているが、それでさえその事業は客の弱点を利用する不法行為性を持つ。

　　違法性を阻却するには、特別の高度な事由（事業目的）がその目的と手続きの双方で明文化されなければならない。それに加えて、消費者への個別的適合性の確保も求められるのである。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

コラム　　　　　ノミ行為　―　呑行為の由来

競馬、競輪、競艇などの投票券の発売による公営競技（公営ギャンブル）の陰で、そのレースを使って私的な闇券を取引させたり、賭けさせて類似行為をすることを総称して「ノミ行為」という。

競馬法等、公営競技の根拠法にはこの言葉は出てこない。ノミ行為は「呑行為」とも書き、証券取引における業界用語である。証券会社などが顧客から市場での売買の委託を受けたにもかかわらず、市場には出さずに自ら相手方となって自己に有利な取引を成立させ、顧客に対しては委託どおり執行したのと同様に手数料等を請求するというもの。この取引は商品先物取引法212条で禁止されている。

これに似た行為を競馬や競輪を利用してするという点で、同じ「呑行為」と呼ばれている。

ギャンブル俳句

　ギャンブルは川柳のテーマにはなっても、俳句としては容易に生まれない。それは、伝統的な「侘び」「寂び」「かろみ」もないからであろうし、詩情に遠い存在だからであろう。

その例外といえる句が次の朝日俳壇（2017.1.9）の交野市Ｅさんの句である。

　国挙げて　カジノに賭けるや　冬ざるる

　ＩＲカジノを強行する国会の姿は、カジノに国を賭けているようなもの。「冬ざるる」とは、冬ざれという草木が枯れ果て「冬の荒れさびた姿」（広辞苑）の季語という。その名詞を動詞化し、淋しく枯渇しつつある日本の様を示している。たしかにアベノミクスの第三の矢がカジノなら「冬ざれ」である。

　そこで、編集子のマネ句。

　国挙げて　アベノミクスや　冬ざるる（トウサク）

　安倍去りて　日本の国に　春ざれる（トウサク）

パチンコ研究（６）

―1990年以降のパチンコ・パチスロ―

１．はじめに

　本会報は、公営ギャンブルでは宝くじを多く取り上げてきた。それは公営ギャンブルの中で最も市民が多く関わっていることと、客の投入金に対し控除率（収奪率）が55％と最も高いこと、そして弊害や不正、不当性についてよく論じられていないからであった。

　だが、日本の事実上の公認ギャンブル（脱法ギャンブル）であるパチンコ・パチスロこそ、ケタ違いの最大級のギャンブルである。長年にわたり34～23兆円を売り上げ、ギャンブル依存症などの弊害も多い。そのためパチンコ・パチスロに対し、本会報は毎号のごとくその不法性・不当性を指摘し、取締りを求めてきた。

　このパチンコについては、これまで本会報にてパチンコ研究（１）～（５）、パチンコ小史（１）、（２）の他、毎号のようにコラムでも取り上げた。そこではパチンコをめぐる「犯罪性」、「風適法の脱法性」、客への「詐欺性」をその歴史を含めて指摘している。特に遊技業界と警察の二人三脚により、パチンコは紆余曲折を経つつも一時は4万店を超え、大店舗化してもなお全国18000店舗、売上34兆円へと拡大した。そして今でも全国11000店舗、売上23兆円のギャンブルを展開させている。

　今号は、パチンコ小史（１）（２）では触れていない1990年以降のパチンコ・パチスロの世界について、レジャー白書（日本生産性本部）や警察庁のデータに基づいてまず紹介し、続いて問題点を述べていく。

なお、パチンコ界のデータについては会報７号９頁の資料コーナーで、1996～2010年までの売上、遊技人口、店舗数、台数データを紹介している。しかし、「白書」は売上についてその後上方に補正した。

以下、特に断りのない場合、パチンコとパチスロを総称して「パチンコ」という。なお、売上額は白書が2015年度に修正する前の数字を書いているものが一部ある。

２．1985～1993年

　1985年にパチンコの参加人口は2840万人、売上10兆円を超え、1989年には15兆円を超えた。これには実数としてパチンコ・パチスロ機台数増だけでなく、ギャンブル性の高いパチスロ機の拡大があった。

1990年には参加人口2900万人、14兆円を売り上げた。

　調査によれば、パチンコ利用客の90％以上が換金をしている。1990年10月、パチンコ玉との交換景品について警察が許容する限度額が1回3000円から1万円に引き上げられた。これは業界と警察によるパチンコギャンブル枠の拡大であった。

　警察は脱税の多いパチンコ業界に対し、国税当局の意向もあってパチンコ機のプリペイドカード専用機（ＣＲ機）化を進め、同年4月から一部の店で導入を始めていた。ここには遊技業界と取締行政の“しのぎあい”と“癒着”があった。

ＣＲ機導入は1990年は東日本に限られ、しかもたった50店の一部の台であった。行政は規制強化の「名目」を、業界は事業拡大の「実利」を得たものであった。このＣＲ機をめぐる行政と業界の綱引き（バトル）と曲折は現在も尾を引いている。1990年のホール店にとっては導入とランニングコスト、客にはプリペイドカードによる割引メリットもなく、低評価であった。

　パチンコの売上は1991年23兆円、1992年26兆円を超えた。業界の脱税体質と暴力団との分離などの健全化は改善されず、そのためＣＲ機による売上の明瞭化と景品換金の明瞭化は、業者の「イン（収入）」と「アウト（支出）」を明確にするためだが導入そのものが進まなかった。むしろ業界では出玉率調整による競争で薄利多売と賭博度が強まり、ヘビーマニア、今でいう「パチンコ依存者」を増やし、一人当たりの消費水準をあげていった。

　1993年、売上27兆円であったが、年伸率としては従前の7～8％から下がり3％台となった。全国の新開店数も従前の約500店から174店に留まった。これは1992年に不正改造パチスロ機への規制が強化されて賭博度が弱められ、パチスロ機からの客離れが顕著となったことがある。1993年10月から「誤動作」による著しい連チャンが発生するパチンコ機に対し、製造販売を「自粛」したことによる。

　ギャンブル度を高めたパチンコ機は「誤動作」でなく、ホール側とメーカー側による規制逃れである。約20万台が撤去されるに至ったのは、警察当局の「黙認」の下でのルール無視があったからである。そして警察はギャンブル性の高いＣＲ機も許可していた。これは、パチンコ行政が業界との癒着によって動いていく姿を現している。

　この年、東京銀座に女性向けパチンコ店がオープンしたり、プリペイドカードを関係レストランやゲームセンターなどでも使えるようにしたパチンコ店も出た。1983年以降10年間のレジャー産業は、バブル経済もあって急成長した。パチンコではフィーバータイプが全盛となり、売上は倍々ゲームを進んだのだった。

３．1994～1996年

　1994年の業界売上は30兆円を超えはしたが、前年比1.9％増にとどまり停滞を見せた。ＣＲ機は射幸性が高く人気を集め、12月には45万台と遊技機全体の11.5％を占めるまでになったが、売上に対して利益率は下がった。この年、いわゆる「景品問題」に警察庁が指針を示し、風適法23条で禁じられるホール店の景品買取について、限りなく違法に近い三店方式に対し、公益法人が景品を買い取る方式案を示したが、法案提出までには至らなかった。（この三店方式についてはさらに詳しく検討する予定である。）

　1995年、売上は30.9兆円、前年比2.9％増となり、パチンコ業界の伸びは鈍化した。ホールは、ＣＲ機の設備投資やカードコスト、そしてホール間の競争と出玉率引上げにより、粗利率も低くなった。同年1月現在でＣＲ機は、導入ホール数が全体の70％、遊技機の約3分の1を占めるようになった。

パチンコ事業の透明化明瞭化は進まなかった。大型店化の進む中で一部ホールのレジャー施設化、カード会員システムにより台選び、出玉情報サービスといった「改善宣伝」や、ゲーム業界等との多角化の大手業者も生まれた。

またこの年、遊技機の不正改造、プリペイドカード変造、景品交換所への強盗事件が多発した。これらはメーカーを含む業界の犯罪性と、巨大な金が支配するパチンコ業界を狙う犯罪動機がますます高まっていたことを示している。

1996年、パチンコ業界は1981年の統計開始以来1995年まで15年連続でプラス成長であったが、この年の売上は30兆円で、初めて前年度マイナス7.3％の減少となった。これはＣＲ機の高い射幸性（賭博性）が社会的問題となり、パチンコのイメージ低下で客離れが起きたためである。

ＣＲ機導入が進むも（1997年1月時点　店舗数で全体の78％）、カード変造対策で1996年4月から高額カード（1万円券・5000円券）の販売を停止した。この対策をはじめカード会社は取締を強化したが、不正手法とのいたちごっこであった。加えて、遊技機への不正ロム使用が増大した。

また、この年、親がパチンコに熱中して子供を死亡させたり、パチンコ依存、のめり込み、パチンコによる生活破綻が大きく報道された。

業界は社会的批判を受け、1996年から射幸性の高い台を“社会的不適合機”として自主規制を進めた。しかし、そもそも社会的不適合機は、適正な遊技に限り認める風適法からすると「不法機」であり、これを警察行政が許容していたとすればその行政行為自体が不法であろう。

パチンコ業界は大型店と複合店が拡大し、客の獲得競争で小ホールの倒産が増加した。このように資本主義・自由主義の下でパチンコ業界は弱肉強食が進む一方であった。

４．1997～1999年

　1997年、パチンコ業界の売上は28.4兆円、前年比10.3％のマイナスとなった。パチンコの射幸性への批判と消費不況もあり、ホールの倒産もさらに増えた。1998年1月から5000円カードの販売を再開したが、カードの使用店制限の弊害と不正ロム犯罪は続いた。

　この年もパチスロ機は台数、1台当たりの売上ともに増えて売上は2割伸びるも、パチンコ機の売上の落ち込みは大きかった。

　1998年、売上は28兆円で4.1％減少した。かつて参加人口3000万人、市場規模30兆円といわれた業界は、この頃参加人口2000万人、市場規模20兆円台へ縮小していた。この減少に対処すべく、パチンコはゲーム性と高い射幸性を維持した新機種への入替やパチスロ機の新設を増大させ、パチンコ機の売上大幅低下をカバーした。プリペイドカードでは着席したままで使用できるシステムが新規参入し売上を伸ばした。ＩＣカード導入も検討されたが、費用やメリット、利用範囲の面で検討中のままとなった。

　パチンコ業界の停滞に対し、業界は新種台を続々投入することに加え、戦略的にパチンコホールを“地域のコミュニティホール”や“手軽なレジャー”というイメージに移行させようとした。

　1999年もかろうじて28兆円を売り上げた。この年、パチンコ機の「5回リミッター」が解除され、セブン機の射幸性は高いままであった。パチンコよりもパチスロが収入を支えたのである。大型パチスロ店は年に14万台も増やし、パチスロ機は全国で114万台になった。パチンコに加えてパチスロの不正に対するセキュリティも問題となった。パチンコではカードシステムへの参加を促進した。これは①ランニングコストの安さ、②着席したまま使用可能化、③高額カードの発行、④貯玉再プレイ機能、⑤ポイントカード機能、⑥顧客データ管理機能を持たせたのである。このカードシステムは、売上収益の捕捉を目指す警察と税務当局の要求に始まるが、ホール側にとっても⑥顧客管理機能を持たせることで導入価値を生み、増加促進したといえる。

５．2000～2002年

　2000年、売上は28.6兆円、前年比0.8％増となった。パチンコの不振をパチスロの活況で支えた。パチスロは射幸性が高く、依存性の高い客が多いためその「収奪」が増えたのである。中小ホール店の倒産が増える一方、マルハンやダイナムなどは大型店を多数抱えた。業界は遊技機のバリエーションが増えたことでパチンコファンの呼び戻しを期待した。

2000年2月には「パチンコ・パチスロ産業フェア2000」が開催され、業界から5万人が集結。業界の不況打破への期待を示した。また、国連の「国際高齢者年」に合わせ、高齢者向けの「パチンコシルバーキャンペーン」が行われた。出玉は多くないがお金を使わないで長く遊ぶことがきできるという高齢者向けホールが進出した。既に1990年に「1円パチンコ」点が生まれていたが、パチンコ業界は女性・主婦層に続き、高齢者をターゲットとする営業に拡大したのである。

ホール店では不良客による不正も絶えなかったが、営業者の（メーカー、ホール）の不正もなくならない。このため遊技機協会は「不正遊技機を買わない、売らない、作らない」の“三ない運動”に加えて、「疑わしきは即排除」運動の3プラス1運動を提唱した。

本来、不正遊技機が店にあることは風適法に正面から反する違法行為である。そのような不法な台でパチンコ業界が利益を得ることは＜組織的詐欺的システム＞に他ならない。警察当局もこの自主的3ない運動で足りるとしていることこそ、結局不正への容認加担という「共犯」に他ならない。

　なお、パチンコの消費税は本来、遊技料金に課されるべきところ、1個4円として100円で25個を貸すという内税処理がされてきた。消費税アップもあって、100円で24個の貸玉とすることが認められた。パチンコ業者は脱税額上位の常連である一方、景品換金をめぐっての税務問題は全く無視されている。第一に勝った客の一時所得は全く考慮されず、客から間接的に「景品」を買うという取引の所得税や、買い入れ業者からパチンコホールに景品が還流するシステムを税務当局は捕捉しておらず、全く不透明である。

　これらのパチンコをめぐる適正課税のためには、客の個別登録と、貸玉・借玉の完全カード化、全機ＣＲ機化が不可欠ともいえる。そもそも客がパチンコで勝って収入を得られるシステムは賭博（ギャンブル）であり、刑法上許されない。そして、客のパチンコ収益や損失を完全に捕捉しなくては、租税回避をフリーパスにしてしまう。

（それにしても、パチンコ業界の維持発展のために遊技機規制をはじめとする様々な規制を設け、その一方では、ギャンブル依存を含めて客の利益（消費者被害）を考えないパチンコをめぐる行政は根本的に誤っている。）

　2001年、売上は27.8兆円、再び前年比マイナス3.1％となる。パチンコ売上減とパチスロ売上増という構造は続いた。パチスロのヘビーユーザー（依存客）に頼った経営であった。そしてパチンコ客を取り戻すような遊技機が求められるも、対策はとれなかった。不良客による電子基盤の不正改造が絶えず、その対応のため全日遊連による「遊技産業不正対策情報機構」が10月から始動した。

　なお、この年から東京、横浜、北海道などで「パチンコ新税構想」が起こり、業界を揺るがした。東京都では1999年11月に都税制調査会が「パチンコ台税」を含む新税案を答申したが、2001年11月に石原知事が「考えない」として見送り、幕となった。市原知事は2000年からカジノ構想も打ち出し、パチンコの換金問題はそこでの法的問題として問われるところとなった。

　2002年、業界売上は30.4兆円、前年比5.1％増となった。パチスロ機が増加し、「爆裂機」と呼ばれる極めて射幸性の高い機種での売上を伸ばす一方、パチンコは不振だった。業界大手のマルハンやダイナムが売上5000億円を超えるなか、中小パチンコ店の採算は悪化し、倒産件数も増えた。客と営業者側の不正も根絶されなかった。日遊協は有識者懇談会で換金問題をテーマとし、風適法の適用から脱却してパチンコ新法による「健全化案」も示した。このように業界も現状の三店方式のパチンコは違法との評価を何とかしたいと考えていたのである。新プリペイドカードシステム「ジョイコムシステム」の導入が図られた。

６．2003～2011年

　2003年、業界売上は32.3兆円となった。パチスロ機は全国で166万台となり、パチンコ機323万台の半数を超えた。「爆裂機」の3機種が検定取消処分となったパチスロ規制の一方、パチンコ機は「海物語」（三洋社）が好調だった。ホール数は前年より428店減り、16078店になった。これは8年連続の減少だった。これに対し、マルハンやダイナムの売上はともに各1兆円に迫るまでに成長した。10月、遊技機規制の改正案は、多様なパチンコ機を許容するものだった。

　2004年、業界売上は33.9兆円、店数は2.9％減となった。パチンコ・パチスロ・アレンジボールの併設店は減少し、パチスロ専門店が3割も増えた。そして300台以下規模の店は1割減り、500台以上規模の店は3割増えた。この年7月に、遊技機の施行規則改正が行われた。そしてメーカー各社は次々と新機種を発売した。

　2005年、業界売上は34.8兆円となった。全国のパチンコ店数はこの年も減少し、10年連続となった。パチンコ台も減少したが、パチスロ機の増加傾向は続いた。マルハンとダイナムの売上はついに1兆円を超えた。2004年施行の規制改正で「検定・認定切れ遊技機」の猶予期間後の台入替が必至となった。（2006年には風適法が改正され、無承認変更の罰則強化など、ホール経営への規制強化がなされる。）

　この年、パチンコ依存症に対する啓発と予防を目的として、東京遊技業協同組合と早稲田大学による産学共同で「パチンコ・パチスロ依存症予防対策プログラム」が開始された。また、不正根絶と安心安全な遊技環境整備を目的とする第三者機関としての設立が検討された。さらに中立・公正な立場からパチンコホールを監視する第三者機関「有限責任中間法人パチンコ・トラスティ・ボード」の設立など、ホールは「偏見」払拭に努めるとした。

　業界は、射幸性の低い新遊技機で「新規顧客」と「ライトユーザー」の取り込みを始めた。ちなみに、日本遊技産業経営者同友会は「遊べるパチンコ・パチスロ　オープンフォーラム」を開催し、「遊べるパチンコ」をアピールした。そして、メーカー大手のSANKYO、サミーと、商社大手のフィールズが共同で業界初の人材育成機関「ゲーミング＆エンターテイメントビジネススクール」の開校を計画した。このように業界の一定のパフォーマンスが始まるも、その効果は消費者被害防止の視点を欠いていた。

　2006年、パチンコ業界の売上は33.6兆円となる。マルハンの売上は1.6兆円余、ダイナムは1.1兆円余と前年比10％増となり、この2社だけで競輪と競艇を超える売上となった。

　同年の業界の課題は、2007年に予定されるパチスロ4号機の撤去対応だった。既に2004年6月以前の検定・認定切れのパチスロ機について撤去が求められていたが、いわゆる救済措置で「みなし機」として3年間の撤去猶予が認められて残っていたのが人気機種の4号機という機種だった。この撤去はパチンコ店にとって大打撃だった。メーカー業界は、「冬のソナタ」のヒットでシェアを伸ばした京楽のような企業もいたが、メーカーとしては初めての倒産企業がでた。

　4月、依存症対策で全日遊連の支援を受けた相談機関が沖縄に設立された。5月には東京遊技業協同組合が「依存症のためのホームページ」を開設。8月、不正改造の抑止のため、不正監視第三者機関「遊技産業健全化推進機構」が設立された。これらは5月の風適法改正による店の結核事由の拡大、景品の充実・取り揃えの指導に対応したものだった。こうして業界では、ホールの低射幸性営業への転換と、大当たり確率100分の1の「甘デジ」機導入、貸玉・メダルの低下（玉1円、メダル4円）を進め、女性や高齢者といった新客層を狙った。この年、パチンコチェーンの株式上場がまたも却下された。これは出玉の換金方式（三店方式）の合法性があいまいで投資家保護が果たせないためであった。

　2007年、業界売上は30.1兆円、前年比大幅減となった。遊技場数で前年比7.4％減、パチスロ機も18.3％減となった。これは規則改正でのパチスロ47号機の撤去と5号機への完全移行による。業界は客の減少を食い止めるため、手軽に安く遊べるパチンコ・パチスロキャンペーンを展開した。ホールでは東北最大のダイエーが負債600億円で倒産（民事再生法）した一方、マルハンは売上1兆8381億円と記録を伸ばした。人気種を大量に導入する大手とそれに遅れる店との二極化が進んだ。ホールでは分煙とＡＥＤの導入も進み、テレビＣＭや折込チラシの自主規制も行われた。環境問題に取り組む格好もみせた。

　カジノ導入を目指した政治活動（カジノ議連）や誘致自治体の動きの下、マルハンは2008年2月、マカオで開業したカジノホテル「ポンテ16」に事業参入した。

　このようにパチンコ業界は、大手ホールや主要メーカーらと、これにより淘汰されていく中小ホール、メーカーに二極化していく。大手はＩＲカジノ法のその後に向けてカジノ事業参入へと準備している。

　2008年、売上は28.8兆円となり、パチスロ専業店は26.5％も減少した。パチンコ機は1店あたり11.9％増となり大型化した。貸玉料は4円～1円50銭の低価が全体の3分の1をしめた。大手はこの低価営業を利用してさらに売上を伸ばした。ＭＡＸタイプといわれる射幸性の高い機種と低価タイプを組合せによる競争と共に、大手マルハンとダイナムらは売上の鈍化の下でも、売上主義、稼働主義、さらに利益主義を図ってコスト削減により高収益を得た。そして、遊技機ごとに出玉を計算できる「各台計数システム」を導入し、人件費削減によるローコスト経営、小規模コンビニ型点などを企図している。しかし、中小店の経営状況の厳しさは増し、倒産や廃業が増大した。遊技機の価格は高くなり、新台は財力のある大手の優先となる。大手と中小の二極化がさらに進んだ。

　2009年、売上は28.2兆円で4年連続の減少、店数は14年連続減となった。2007年のパチスロ機減をパチンコ機増ではカバーしきれず、1店あたりの台数は増加し、1台あたりの売上減は進み、ローコスト営業による減収増益に動いている。人件費の抑制と遊技機入替を抑制し、設備投資の圧縮などを図る。

　パチンコ機では射幸性の高いＣＲ機「牙狼」（サンセイＲ＆Ｄ）の人気に乗って、ＭＡＸタイプの機種で粗利益をあげる経営が主流となった。マルハンとダイナムのシェアは高まるばかりとなった。

ところで業界団体は、全国組織でホール5団体、メーカー3団体、さらに販社、周辺機器や運送など関連団体は多く、その不統一さが指摘される。

2010年、売上は25.9兆円で前年比8％減となった。店舗数は12479軒で15年連続減となった。パチンコ機は316万台、パチスロ機は139万台となり、パチスロ機5号機に客が定着した。1店舗平均365台となり、1店1000台超の大型化が進んだ。パチンコの低価営業（1円玉、2円玉等）は7935軒と前年比27.1％増となったが、ほとんどは低価ユーザーと通常の併設型が多い。中には「10銭パチンコ」から「0円パチンコ」も登場した。

パチンコの参加人口と参加率は減少傾向にあるが、一度でも経験のある人は全人口の52.3％である。そこで業界はパチンコ離れの人を呼び戻す施策をとっている。ホールは遊技機購入費の負担と客の減少で大手も減収となり、中小ホール倒産は28件（208億円負債）となった。新規開店数は大手3社が上位を占めた。警察の業界指導は、①賞品、②施設、③従業員名簿、④広告、⑤イベントに及ぶが、大手の新店施設では、⑥騒音対応、禁煙（吸煙対策）などの環境問題も話題となった。

2011年、売上は25.4兆円で前年比2.5％減で6年連続マイナスとなった。東日本大震災直後は被災地レジャーとしてパチンコ特需もあったが、夏季の電力不足で輪店休業もあった。パチンコ1玉4円、パチスロ1メダル20円のスタイルから、1円以下玉、5円以下メダルの営業（併設）も定着した。パチンコの若年層離れは進み、業界は深刻視する。1店1000台以上のメガ店が増え、中小店の閉鎖は進み17年連続で店舗減となった。プリペイドカードは、日本ゲームカードとＪＯＹＣＯシステムが9割を占めた。タバコ分煙対策も進んだ。

この年、警察庁通達で、①市場価格と異なる価格での賞品提供、②同じ賞品提供にパチンコとパチスロで差をつけること、③賞品を遊技料金により出た数量に差異をつけて提供することは規制に違反すると指摘された。

しかし、三店方式については依然としてグレーゾーンに置いている。そして、反パチンコの書籍出版や反対運動が盛り上がった。

７．2012～2015年

　2012年、売上は25.6兆円、前年比0.9％増で、減少に歯止めとなった。これはパチスロによる。しかし、複雑なゲームに高齢者がついていけず、またゲーム等による若者離れも顕著で、これまでのヘビーユーザーを対象とするマニア機による営業スタイルは限界を迎えたというのが業界の見方である。

　パチンコホールは17年連続で減少する一方、2012年8月、ダイナムが香港で株式上場を果たした。パチンコの低玉貸し営業は今や全台数の35～40％でパチスロにも及び、団塊の世代などの離反客の取り戻しも“羽モノ”パチンコ、初心者向け企画も効を奏していない。収支悪化のため正社員をパートやアルバイトに切り替え、正社員比は半数以下となった。近時、射幸心を煽るホール営業施策がとりづらく、店内環境改善での集客策がとられている。パチンコ・パチスロ営業の行き詰まりから、大手を中心にカジノやリゾートへの進出を狙っている。

　2013年は、売上25兆円、前年比1.3％減、ホール店もついに12000店を割った。縮小化する客をパチンコとパチスロで取り合う姿もあり、ハイリスク・ハイリターンのマニア客が残る構図となった。

2大ホールのマルハンとダイナムが店舗シェアで7％、台数で10％を占めた。

①遊技機にキャラクター採用、②他業種とのコラボ、③芸人利用のツアーなどで新規開拓がなされた。2020年東京五輪にむけて外国客取り込みやカジノ複合施設への動きもあり、既にマルハンはカジノ企業に投資し、カジノに対してパチンコ法で目論む動きもあった。

2014年、売上は24.5兆円、前年比2％減、店舗数も19年連続減となった。大手のホール拡大と中小の閉店で二極化し、大手は店舗数シェアで10％、台数で15％となった。営業面では出玉を調整したり、最大獲得玉の上限を定める「定量制営業」の導入が増えている。

2014年4月の消費税増税時に、貸玉・貸メダルについて法令改正があり、1000円あたり貸玉・貸メダル数を減量する個数調整方式と金額調整方式が見られたが、個数調整が主流となった。法人税減税をパチンコ税で賄うという構想も生まれたが、政府は2015年税改正では見送った。

2014年8月、厚労省研究班のギャンブル依存症調査で、依存（のめり込み）がクローズアップされ、業界に厳しい目が向けられるようになったので、ワーキンググループを結成して対応を始めた。

2015年、売上は23.2兆円、前年比5.2％減、ホールは低迷する。店舗数は317店減で11310店となり、拡大する大手と撤退する中小の二極化が進み、店の寡占化が進行、大手のグループ化・子会社化も進む。ダイナムは愛知県を中心として39店展開する「夢コーポレーション」を子会社化し、9月に400店を超えた。福島県の「ニラフ」は香港で新規上場した。

警察が摘発し行政処分を課すのは、極端に不正な釘調整がなされた遊技機だけであった。しかし、客観的な調査では、さらに多くのパチンコ機に不正な釘調整がなされていた。メーカーも責任の一部を認めて市場回収に動いたが、2016年まで持ち越された。メーカーも開発コスト、ホールの投資意欲の減退で経営は厳しいという。

しかし、これは警察とホール、メーカーが癒着して遊技機の調整を許し、例外的に極端な場合に「しかりおく」という体制だったことを示している。

メーカーとホールに任せて2016年までに違法機自主改善させるとして行政処分をしていないのは違法である。

８．まとめ

　このように、パチンコ業界は実質風適法に違反する営業を重ねている。公安や警察行政は、①パチンコ機の規制、②ホール設定における規制、③ホールにおける台のコントロールの規制、④景品交換をめぐる規制、⑤三店方式にかかわる買取古物商の規制をする。しかし、現実の監督行政は、実質ギャンブルであるパチンコを遊技という建前で保護育成しており、およそこれが法治国家かと目を疑う。

　パチンコギャンブルは、①消費者客の収奪、②メーカーやホールの脱税、③パチンコへの投入資金のための犯罪、④犯罪によるホールの収益の野放し、⑤ギャンブル依存症までの健康被害を客に与えるという重大な弊害と社会問題を生んでいる。

　そこには、警察官僚の天下りから地方各署の生活安全課職員の再就職までの癒着がある。もとより、政治家や政党への献金を含む癒着もある。パチンコ界のボスの娘の結婚式に、安倍首相ら歴代総理が出席して祝辞をおくる姿は、その象徴である。

考察　　　　　　　　　　　　賭け麻雀をする市長

〇　2016年12月22日、福岡県飯塚市の市長と副市長らが、知合いの市の施設管理業者らと昼日中から麻雀をし、金も賭けていたことが報じられた。この行為は10年来に及び、隠し撮りされた映像もあった。西日本新聞の取材に対し、斉藤守史市長と田中秀哲副市長は、1日に1万円程度を賭けていたと認め、特別職公務員は勤務時間が決まっておらず直ちに職務懈怠とは思わないが、道義的責任は感じると述べた。

〇　1日1万円の賭け麻雀であっても、これを刑法185条賭博罪成立の例外とする「一時の娯楽に供する物」とは言いにくい。警察や検察長は賭博罪として起訴することはできるが、実際にはその証拠集めまでして立件するかとなると消極的であろう。

〇　しかし、刑事上の問題ではなく政治上の行政責任としては、①平日の日中で市役所全体は働いている時間に、②一般市民に「隠れた場所」で、③「隠れた市の業務関係にある者」との賭け麻雀となると、単なる趣味や遊びでは済まない。そのため、市民の中から抗議をする者も出た。

市長と副市長は、2017年1月の成人式への出席・挨拶を取りやめたという。

〇　10年にも及ぶ①②③の賭け麻雀は、市民の選良（選ばれた立派な人）の行為とはいえない。むしろ、時には職務怠慢の結果や特定業者との癒着の疑いを招く。市長と市政の透明性、公明性を欠き、公正らしさを欠くものとして政治責任・行政責任は免れない。

　　もし、麻雀の代わりに隠れて酒を飲んでいたとしたらどうか。これは全く犯罪にはならないが、市長に対する市民の信頼性を損ねるであろう。市長には道義的責任があり、人が守り行うべき道を踏み外したと思うなら辞職し、麻雀をしていた日数分の報酬は全額返還するぐらいの範を示すべきである。そうでなければ13万人都市のリーダーとして1000人弱もの職員を統率することなどできない。そして結局、批判に耐えられずに１月末で辞職してしまった。

〇　加えて、副市長は麻雀店に出入りする隠し撮り画像を示されて、面識のない業者に面談を求められたという。具体的に金銭等の要求はされていないというが、面談の目的が市長に何らかの「取引」を求めるものであれば、第2の犯罪や行政の不正と歪みをもたらすことになった可能性がある。すなわち倫理を求められる政治家は、単に個人としての道徳性の高さを求められているのではなく、政治に不正や歪を発生させないことが求められているからである。市民に説明できない行為は非行である。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

コラム　　　　　　場外券売場は賭博開帳である。

2016年12月20日、奈良県橿原市議会は、同市北部に位置する十市町の複合商業施設に計画されている、民間企業による競輪などの場外券売場開設に反対する決議を可決した。青少年の育成、治安への悪影響と交通状況の悪化、まちづくり方針にそぐわないとしている。

競輪の場外車券売場はサービスセンターやサテライトといわれ、全国に60ヶ所以上あり、競輪場そのものより多く存在する。奈良県には県営の奈良競輪場があるが、その売上は落ちて経営は悪化している。場内での車券売上の減少を、場外やインターネットによる売上で補ってやっと「黒字」にしている（もちろん、県職員の人件費や社会への負の負担もしていない）。

競馬の魔力

　週刊東洋経済2016年11月26日号は「競馬の魔力」という特集を組んでいる。副題は「経営者も引き付ける」とあり、52頁から91頁まで約40ページにわたって最新データも引用しつつ分析・解説し、わかりやすい図表も提供している。東洋経済は全国の書店でバックナンバーも容易に入手できる（690円）。

　その内容は、20年ぶりの人気復活が本物かどうかを検証するものだ。

１．「競馬はなぜ人々を虜にするのか」と女性騎手誕生の紹介から始まる。

２．企業経営者もズラリ、馬主群像を紹介。中央競馬は年収1700万円以上でなければ馬主になれない等の条件がある。上場企業トップとして金子真人が201億円の馬主賞金を得ていること、2位東京鉄鋼の吉原敏92億円、3位オーピックの野田順弘57億円、4位セガサミーの里見治54億円と続く。また、著名人から歌手北島三郎31億円、プロ野球佐々木浩14億円、歌手前川清7.3億円らの賞金獲得を紹介する。

　　プロ野球は野球賭博を厳しく禁ずるが、馬主としてのギャンブルは好き放題なことが判る。実は高額所得者が高価な馬を買って厩舎に維持費を支払うと、賞金を得ても赤字になることもある。しかし、これまでに馬で85億円の赤字になったというも里見治のように自ら高額の所得を得ている場合、損失として所得税をカットできる。結局税金に持っていかれるなら、馬主として一大「ギャンブル」を楽しめるという訳である。競馬の金持ちギャンブルは、実は税金でその結果を償わせていることになる。

３．競馬は馬の血統中心の世界である。「サラブレット」という言葉も、その血統により徹底して品種改良されたものとの語源による。

４．馬に詳しいエコノミストによると、競馬は賭け方の方式もなく、継続すればマイナスとなる。競馬場で馬を確認し、教養と娯楽として楽しむのが正しい競馬だという。そして１日あたり5000円までの賭け金にすべきで、負けを取り戻そうとしないことが大切だとする。

５．データによると、一番人気の勝率は3割で、予想配当率（オッズ）によるも的中率は低いことを統計的に示している。かくて客のほとんどは損をするが、逆に儲ければ申告が必要になる。

６．戦後のハイセイコーをはじめとする名馬や東京の競馬場を紹介。遊び方も案内している。

７．「知られざる競馬界の深層」として記載されているが、売上は復調というも場外券やネット依存による売上の増加によるものである。その売上、収益金と使途を解説し、ＪＲＡ職員の給与は常勤職員で1248万円で国家公務員よりも高く、理事長は2273万円という。楽して儲ける事業である。

８．競馬の生産は、社台グループ（吉田三兄弟）で席捲されていることにも触れる。

９．さらに一般には必ずしも知られていなかったが、騎手は勝った場合に馬主から賞金の5％を配分として受け取る。そして、騎手は騎乗依頼仲介者（新聞記者も兼ねる）に手数料を払っているという。騎手は乗る馬を紹介してもらっているのだ。これをＪＲＡも認めており、八百長の不正になりかねないだけでなく、不公正ではないかと疑問が呈されている。

１０．スター騎手の実情は、“天才”武豊を例にして紹介している。

１１．地方競馬も馬券販売の約70％がネット販売で占められ、おかげで息を吹き返している。

１２．競馬場にも行かず、馬の状況も確認しない。競馬は今や視るスポーツですらなくなって、全くのギャンブルであることを明らかにしている。

　　「競馬の魔力」とは、今やスポーツから賭博ゲームとなり、金持ちにとっては所得税の租税回避の手段となっている点である。

また、競馬を取り巻く金をみると、中央競馬ＪＲＡの売上と入場料2兆6089億円は、その75％（1兆9521億円）が払戻金にあてられるも、その他は開催経費3461億円、国庫に2583億円、特別損失39億円、そして当期総利益485億円のうち242億円が国庫に納付される。国はその合計2825億円について75％を畜産振興に、25％を社会福祉に使うという。

競馬では、消費者（客）の被害も社会被害（費用）も何ら償われていないことがわかる。こんな競馬でも大手を振っている日本は「魔界」にあるといえよう。

宝くじのつけ目

　1949年4月号『大衆クラブ』に杉浦孝雄の漫画が掲載されている。まだ日本が米軍に占領されていた時代で、その時代の世相を知っていなければ笑えない1コマ漫画である。

題「宝くじ　あたるかもしれない　そう思うのか　こっちのつけ目　復興銀行」

　宝くじに外れて泣いて首を吊る準備をしているおじさんを描く。復興銀行とは勧業銀行のことであろう。今はみずほ銀行となって宝くじを売っている。ほとんど当たらないのに当たるかもしれないと思うのが、宝くじ発売のつけ目と漫画家は言うのである。しかし、販売主も販売店も「そんなつもりは決してありません」と言うだろう。

この漫画を見て「客観的」という言葉を考えさせられる。客観の「客」とは何か。宝くじを買う客のことではない。その客は主観的な思い込みや淡い期待を抱いていたのであって、銀行が確実に儲けるという「つけ目」が客観的事実である。こう考えると富くじは主客転倒ないし倒錯の世界ということがわかる。70年経った今も私たちを騙す企業や政府には悲しくなる。

サッカーくじかくじか！

　スポーツ教育と国民全体の体育の発展などスポーツ振興を図るための資金を集めるとして、1999年にサッカーくじ（toto）が導入された。しかし、それは羊頭狗肉で、実は文部科学省と財務省が、その新くじ発行を行うスポーツ振興センター（ＪＳＣ）という独立行政法人を操作して、金を握る利権領域をつくるものだった。

　今日totoは約1000億円を売り上げ、ＪＳＣはその50％弱を賭客に払い戻すも、約500億円の粗収益を得る。文科省と財務省の天下りがＪＳＣに入り、その金の使い方や配分を決める。法は売上の5％をピンハネして、国の競技場建設費に充当するとしていた。したがって、売上1000億円で実際の粗収益の配分可能金は450億円である。

　ところが2015年5月、与党は2016年から2024年までの8年間、売上のピンハネを10％とする改正法を可決した。こうして新国立競技場の建設費のために売上の10％、仮に売上1000億円で年100億円とすると合計800億円を確保するとしたものである。

　このように、スポーツくじはトウトウtoto売上から10％を取り、しかも90％のうち発売元の胴が半分も取るという「錯覚くじ」となった。

書籍紹介

１．全日本民医連機関誌『いつでも元気　2016年9月号』掲載

「特集　ギャンブル依存症」　ジャーナリスト　内藤隆介

　　厚生労働省の委託研究でギャンブル依存（症）推計536万人という数字が出たり、全国各地でＩＲカジノ誘致活動が活発になり、各種の雑誌や機関誌でも「ギャンブル依存」をめぐる記事が多くなっている。

　　民医連機関誌は病気についてよく特集を組んでおり、本特集は6～11頁にわたる。「世界屈指のギャンブル国家」である日本のこの病を「国家責任」と断ずる帚木医師の言葉や、治療のカギは自助グループであるとして「ギャンブル依存症専門外来」のある菊陽病院やグループミーティング（ＧＭＴ）で治療する活動を紹介している。

　　ゲーム機は世界に760万台あるが、日本はその6割の459万台を保有し、特にパチンコはどこにでもあるギャンブルで、成人の4.8％に相当する依存症536万人のうち9割はパチンコが原因だという。ホール業界売上25兆円のパチンコをはじめ、宝くじを含む公営ギャンブルがその原因において複合している。

２．「競馬のからくりが怖いほどわかる本」　小沼啓二　（三笠書房　2000.8.20発行）

　　ファンの知らない「競馬界のウラ」満載と自負する書。第1章「一番儲けているのは誰だ」で始まる。4兆円企業ＪＲＡが明かさないウラとして、①世界一高いテラ銭、②勝てば賞金、事故なら「見舞金」、③ＪＲＡ役員は「金の椅子」、農水省のドル箱、④幹部役員の“懐”、⑤ＪＲＡの財務内容、⑥隠れたトヨタ並の「超優良企業」、⑦1回5億円、⑧ジョッキー年収2000万円以上、⑨中央競馬は儲け、地方競馬は自治体の“お荷物”、⑩儲けは「馬主」「生産者」、⑪競馬の既得権益と改革できない理由、⑫騎手、調教師、馬主、生産者の大儲けのウラ、⑬苦情トラブルも金で解決、⑭競馬場付近の年100億円の振る舞い、⑮ＪＲＡの補助金バラ撒き、⑯ＪＲＡのジャリシステム、⑰東京三菱の優遇、⑱超高利回りＪＲＡ財テク、⑲控除率を下げられない本当の理由、⑳利益隠し、㉑馬主協会、㉒天下りピラミッド、退職金荒稼ぎ「渡り鳥官僚」、㉓コンピューター会社の怪、㉔馬を運ぶだけで社員年収1000万円以上、㉕競馬保安協会の助成金、㉖ＪＲＡの二枚舌、行政指導、㉗利権に絡む政治家について述べ、そしてこれらの裏を知って馬券を買えと言う。

　　そして最後、第5章「競馬は素敵な商売」とし、競馬、競輪、競艇が上納金を競う理由や、ＪＲＡの超大型予算への批判の声は聞かず、旧態依然の官僚体質を批判している。要するに、ファンや馬よりも「ムラ社会」を維持し、改革を握りつぶす農水省を告発している。

３．中国社会民俗史「賭博史」　戈　春源　（上海文芸出版社　231頁）

　　　全文現代中国語による、中国の賭博史。第１章：賭博の起源、動機心理のメカニズム、第２章：中国の歴史上から近代までのギャンブルを紹介、第３章：賭博にまつわる様々な人の関わり、第４章：中国の各地の賭博場、第５章：賭博のトリックやスキルなど技術面、第６章：現在までの罪悪を紹介、第７章：中国の歴史上（戦国時代～中華民国時代）の賭博禁止の歩みを記載。

第６章の罪悪としては、１節：一家離散（家破人亡）、家の没落、自殺、家族への暴力、離婚、２節：犯罪誘発、暴力、殺人、窃盗、詐欺…、３節：少年への害毒、４節：賭博での高利貸し、５節：健康への害などをいう。

　　（中国語翻訳のできる方、本格的に翻訳しませんか？）

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2016.12.7～2017.1.31）

2016.12.7　 徳島　　　カジノ法案衆院通過　県民の賛否分かれる

　　12.8　　秋田魁　　（社説）カジノ法案　負の側面の議論足りぬ

　　12.15　 毎日　　（社説）カジノ法成立　また政治不信が募った

産経　　ＩＲ法成立受け「大阪らしいＩＲ」課題　集客のカギはカジノ＋α

　　12.16　 中国　　（社説）臨時国会「閉会」　結局、カジノのためか

　　12.17　 産経　　ＩＲ法成立　神奈川県の黒岩知事「ギャンブルは好きではない」

12.18　 産経　　（社説）カジノ解禁法成立　国の無責任さ無過ごせぬ

東京　　ギャンブル依存症、政府が初の面接調査　カジノ法成立３年かけ実態把握

週刊現代（12/31号）　　安倍はプーチンに「北方領土でカジノを」と囁いた

12.19　 北海道　　（社説）カジノ法成立　議論を一からやり直せ

週プレ（1/2,9号）　　黒船カジノの来襲でパチンコ業界壊滅危機

12.20　 日経　　ハウステンボスに隣接アウトレット計画　海上カジノ構想も

月刊Hanada（2月号）　　嘘で塗り固めた「カジノ法案」反対論　谷岡一郎

　　　　アサ芸（12/29号）　　ヤクザとカジノ解禁　闇シノギの全貌を暴露する！

12.21　 ｹﾞﾝﾀﾞｲ　　日本もこうなるカジノ現場報告　外国人ではなく日本人の金融資産が狙い

　　　　ＮＨＫ　　大阪府松井知事「まずはパチンコ依存症対策」

　　　　琉球　　沖縄県、カジノ誘客を削除　観光計画にＭＩＣＥ振興追加

12.22　 毎日　　特集　規制強化より患者支援「カジノ法」スピード成立　依存症対策は？

　　　　朝日　　松井知事「パチンコも依存症の議論必要」

　　　　産経　　カジノ誘致で市民向けアンケートを再実施　和歌山市長が意向

　　　　産経　　福岡・飯塚市長と副市長が賭けマージャン、平日昼に庁舎を離れて繰り返し

　　　　西日本　　飯塚市長「信頼損なった」日中に賭け麻雀　市議会で謝罪　市民「辞職を」

12.23　 読売　　　飯塚市民「恥ずかしい」市長ら賭けマージャン

12.24　 ＮＨＫ　　橋下氏と安倍首相　ＩＲで協力

12.26　　＜当会　会報第４９号発行＞

12.27　 愛媛弁護士会　「カジノ解禁推進法」の成立に抗議し、廃止を求める会長声明発表

　　　　ＮＨＫ　　大阪　カジノ含むＩＲ、府市が「ＩＲ推進会議」立ち上げへ

　　　　産経　　薬物など依存症　包括的対策を協議　厚労省対策本部が初会合

　　　　読売　　「熱海はカジノに頼らない」市長が初の誘致否定

　　　　中国　　（社説）「カジノ法施行」立ち止まって再考せよ

2017.1.1　　朝日　　カジノ「慎重に」「法廃止を」4地方議会が意見書

　　1.4　　 ＮＨＫ　　ギャンブル依存症対策など法整備の検討本格化へ

　　1.5,６ ﾃﾞｰﾀMAX　　カジノ誘致に賭ける澤田社長の野望（前・後）～ハウステンボス（株）

　　1.6　　 ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞ　　生活保護受給者ばかりを狙い撃ちするカジノ法議論の本末転倒

　　　　　 日経　　ＩＲ整備へ準備室設置　トップに森重氏（前国土交通審議官）

　　　　　 朝日　　賭けマージャン問題の福岡・飯塚市長、成人式欠席へ

　　1.7　　 産経　　大阪万博、カジノに期待　互例会、トランプ氏に懸念

　　　　　 世界（2月号）　カジノ法成立―空疎な論議と埋めがたい欠陥　鳥畑教授

1.8　 時事　　依存症対策「自治体に責任」＝通常国会に法案提出へ―政府

日経　　イオン系、カジノ風施設の出店拡大　証明暗め、大人向けに照準

東京　　横浜市長選　カジノ誘致が争点に　反対候補擁立の動き

　　1.9　 産経　　カジノ解禁「新たなシノギ」暴力団手ぐすね…周辺職参入、貸金業、資金洗浄

　　　　　 毎日　　カジノ法　自民がパンフ作製も「何で･･･」と風当たり厳しく

　　1.10　 赤旗　　再燃“ｶｼﾞﾉ誘致合戦”住民反対 中止の自治体も　推進派「最終的に10ヶ所程度」

　　　 　　産経　　二階幹事長「本気なら県市一体で」と苦言？ＩＲ誘致で見えない和歌山市の方針

　　1.11　 西日本　　賭けマージャン市長辞職へ　「姿勢が停滞」副市長も、飯塚市

　　1.12　 日経　　カジノ誘致、争点に　横浜市長選　長島・元衆院議員が出馬表明

ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞ　　カジノ利権を警察が狙う、天下り先激減で

＜当会　会報第５０号発行＞

　　1.13　 ﾆｭｰｽﾞｳｨｰｸ　　「カジノ法案」で日本への観光客は本当に増えるのか―日本再発見

　　1.15　 赤旗　　カジノ合法化させない　大阪　全国反対協が拡大幹事会　清水議員が参加

　 朝日　　（書評）「カジノとＩＲ。日本の未来を決めるのはどっちだっ！？」高城剛

　　1.16　 産経　　統合型リゾート誘致「推進局」新設へ　松井大阪府知事

　　　　　 北海道　　どうみる「カジノ解禁」地域活性化の起爆剤に　アジアは既に飽和状態

　　1.17　 ＮＮＮ　　（大阪）公明にＩＲ理解訴え、知事、リスク回避を強調

　　　　　 朝日　　大阪のＩＲ誘致、割れる地元財界　推進・慎重両派に聞く

日経　　走り始めたカジノ（１）「なぜ良さがわからない」

　　1.18　 日経　　走り始めたカジノ（２）「揺れる横浜」

　　1.21　 朝日　　特派員リポート＠マカオ　険しい脱カジノ依存

　　1.22　 テレ朝　　テレメンタリ―「生き直したい　服役１１回 更生の支え」ギャンブル

　　1.24　 ＮＨＫ　　大阪府知事、カジノ含むＩＲ経済団体に要請

　　　　　 日経　　民進、カジノ検証プロジェクトチーム設置　「次の内閣」長妻元厚労相座長

　　　　　 ｸﾞﾘｰﾝﾍﾞﾙﾄ　　全日遊連、依存問題プロジェクトチームを設置

　　　　　 週刊朝日（2/3号）　カジノ解禁法とギャンブル依存　ＩＲ法の何が問題か

　　1.25　 ＮＨＫ　　広島庄原市職員がパチンコ店で財布を置き引き

　　1.26　 産経　　関西広域連合長の兵庫知事、ＩＲ大阪誘致に賛成表明　否定的見解から転換

　　　　　 日経　　カジノ誘致に一転して慎重姿勢　横浜市長「具体的動き難しい」

　　1.27　 ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞ　　ＴＤＬと同じだと思えば、カジノ誘致に異論は出ない　鈴木貴博

　　　　　 ＮＨＫ　　大阪府、カジノ含むＩＲ施設について府民向け説明会　150人参加

　　1.31　 ＭＢＳ　　ＩＲ事業者が工事費の大半負担を　夢洲への地下鉄延伸

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会